

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（案）に関する意見の募集について

秋田県では、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1）の一部改正等を受け、公衆浴場法施行細則における供給する湯及び水の水質の基準に関する規定等の改正を行います。

当該規則の改正にあたり、次のとおり意見を募集しますので、御意見をお寄せくださるようお願いいたします。

1 改正を予定している規則

公衆浴場法施行細則

2 意見の提出期間

令和7年1月22日（水）～令和7年2月21日（金）

3 関係資料の閲覧方法

（1）インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載

（2）印刷物

【閲覧場所】秋田県生活環境部生活衛生課（県庁本庁舎5階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

各地域振興局総務企画部地域企画課

【閲覧時間】午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

4 意見の提出先

秋田県生活環境部生活衛生課 調整・生活衛生・水道チーム

[郵送] 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

[ファクシミリ] 018-860-3856

[電子メール] Seikatsueiseika@pref.akita.lg.jp

5 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

（様式は自由ですが、よろしければ意見書様式をご活用ください。）

6 意見提出の際の留意事項

いずれの方法による提出の場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。

(住所・氏名を記載していない場合には、提出意見として扱わない場合もあります。)

なお、電話や口頭での受付はいたしませんので御了承ください。

7 提出された意見等の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公開しますが、その際、提出者の住所・氏名は公開しません。なお、同様の意見が複数ある場合は、まとめて公表することがあります。

また、条例（案）に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことを公表しますが、改めて県の考えを示すことはしません。